

（表面）

年 月 日

町田市保健所長 様

住所
開設者 氏名
電話番号
〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

歯 科 技 工 所 開 設 届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称			
2 開設場所		電話番号	
3 開設年月日		年 月 日	
4	管理者	氏名	
		住所	電話番号
		免許の種別、登録番号及び登録年月日	歯科医師 ・ 歯科技工士 第 号 年 月 日
5 業務に従事する者			
免許の種別	氏 名	免許登録番号及び登録年月日	リモートワークを行う場合は、リモートワークを行う場所及び連絡可能な電話番号
歯科医師 歯科技工士		第 号 年 月 日	
歯科医師 歯科技工士		第 号 年 月 日	
歯科医師 歯科技工士		第 号 年 月 日	
歯科医師 歯科技工士		第 号 年 月 日	
6 構造設備の概要及び平面図（別添）		歯科技工所 面積 m ² 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおり	
備考			
1 歯科医師及び歯科技工士は、免許証の写しを添付すること。			
2 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書（履歴事項証明書）を添付すること。			
3 歯科技工室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。			
4 敷地の平面図及び付近の見取図を添付すること。			
5 リモートワークとは、「2 開設場所」以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務（切削加工、研磨等を行う業務を除く。）をいう。			

(裏面)

歯科技工所の構造設備		
※「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。		
項 目	歯科技工士法施行規則	状 態
① 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり ※備えている設備及び器具等の前の□の中にレを付すこと。 ☐ 防音装置 ☐ 防火装置 ☐ 消火器 ☐ 照明設備 ☐ 空調設備 ☐ 給排水設備 ☐ 石膏トラップ ☐ 空気清浄機 ☐ 換気扇 ☐ 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ） ☐ 電気掃除機 ☐ 分別ダストボックス ☐ 防じん用マスク ☐ 模型整理棚 ☐ 書籍棚 ☐ 救急箱 ☐ 吸じん装置 ☐ 歯科技工用作業台 ☐ 材料保管棚（保管庫） ☐ 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる	第13条の2第2号	適・否
③ 手洗い設備を有している	第13条の2第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第13条の2第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している	第13条の2第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切である	第13条の2第6号	適・否
⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第13条の2第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第13条の2第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第13条の2第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第13条の2第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している	第13条の2第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している	第13条の2第12号	有・無
⑬ リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている	第13条の2第13号	適・否